

栄町議会公印規程

昭和56年1月21日

議会規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、栄町議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類、ひな形及び寸法)

第2条 公印の種類、ひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、事務局長(以下「保管者」という。)が行う。

2 公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外、週休日及び休日にあつては、封印又は施錠しておかなければならない。

3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印台帳)

第4条 公印の保管者は、別記様式の公印台帳を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第5条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があつたときは、直ちにその旨を議長に届け出なければならない。

(公印の告示)

第6条 公印を新調若しくは改刻したとき、又は公印の使用を廃止したときは、印影を付してその旨を告示するものとする。

(公印の使用)

第7条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月30日議会規程第1号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

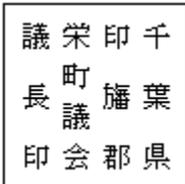
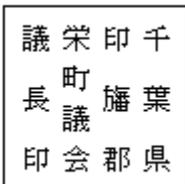
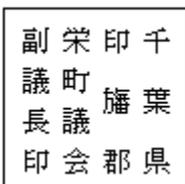
附 則（平成4年3月30日議会規程第1号）
この規程は、平成4年4月1日から施行する。

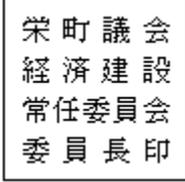
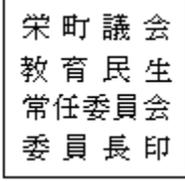
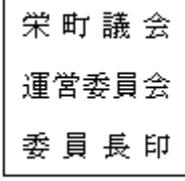
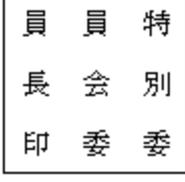
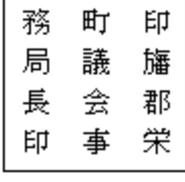
附 則（平成7年3月31日議会規程第1号）
この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日議会訓令第2号）
この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日議会訓令第1号）
この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第2条）

名称	用途	様式	寸法
千葉県印旛郡栄町 議会之印	一般文書用		方24ミリメート ル
千葉県印旛郡栄町 議会議長印	一般文書用		方18ミリメート ル
	褒賞専用		方30ミリメート ル
千葉県印旛郡栄町 議会副議長印	一般文書用		方18ミリメート ル

<p>栄町議会総務常任 委員会委員長印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>方18ミリメー トル</p>
<p>栄町議会経済建設 常任委員会委員長 印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>方18ミリメー トル</p>
<p>栄町議会教育民生 常任委員会委員長 印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>方18ミリメー トル</p>
<p>栄町議会運営委員 会委員長印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>方18ミリメー トル</p>
<p>特別委員会委員長 印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>方18ミリメー トル</p>
<p>印旛郡栄町議会事 務局長印</p>	<p>一般文書用</p>		<p>方18ミリメー トル</p>

別記様式（第4条）

議 会 公 印 台 帳

公 印 名	
使用開始年 月 日	
告示年月 日・番号	
調製年月日	
調 製 先	
廃止年月日	
廃止理由	
印 影 (寸 法)	(縦 mm) (横 mm)
備 考	